

萩市通学路安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～



萩市通学路安全対策推進会議

1 プログラムの目的

通学路の安全対策では、早期発見と迅速な対応が重要です。また、交通体系や交通量など通学路周辺の環境は、地域ごとに多様であり、児童生徒数の変化等により、必要な対策が異なることから、定期的で詳細な安全点検が必要です。

本市では、小中学校に通学する児童生徒の安全な通学環境を確保するため、これまで関係機関と協力し、通学路における危険箇所の点検及び対策並びに交通安全施設の改善・充実に取り組んできました。

平成24年に、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことを受け、同年8月に各小中学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、点検結果に基づく安全対策を講じるとともに、通学路の安全確保に係る取組を継続していくことを確認しました。

このプログラムは、緊急合同点検の実施結果と、「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（平成25年12月6日付け文部科学省・国土交通省・警察庁通知）」を踏まえ、通学路の交通安全の確保に向けた取組の基本方針を定めるため、関係機関で組織する「萩市通学路安全対策推進会議」において協議し、平成26年10月に策定されました。策定以降、本市では、このプログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ってきました。

全国でも通学路の安全確保に向けた同様の動きが進められる中、平成30年5月に下校中の児童が殺害される事件が発生し、また、同年6月の大阪府北部地震により倒壊したブロック塀の下敷きとなり、登校中の児童が死亡する事故が発生するなど、児童生徒が犠牲となる大変痛ましい事件・事故が報じられました。

これを受け、本市でも同年秋に各小中学校の通学路の緊急合同点検を実施するとともに、従来の交通安全に係る点検に加え、防犯・防災の観点からも通学路の点検を実施することといたしました。

今後も、このプログラムを軸に、定期的な通学路の点検を実施するなど、通学路の安全確保を図るとともに、必要に応じたプログラムの見直し・改定を行い、通学路の交通安全・防犯・防災に係る取組の適切な運用を図っていきます。

2 萩市通学路安全対策推進会議の設置

関係機関が連携し、通学路の効果的かつ効率的な安全確保を推進するため、次に掲げる機関で構成する「萩市通学路安全対策推進会議」を設置します。

萩市通学路安全対策推進会議

区分	機関名等	主な役割
学校関係者	萩市教育委員会	児童生徒への指導・教育に関すること 児童生徒の通学時の安全確保に関すること
	萩市小学校長会（生徒指導担当）	
	萩市中学校長会（生徒指導担当）	
	萩市 PTA 連合会	
交通安全・防犯関係者	萩警察署	道路交通・防犯に関すること
道路等管理者	国土交通省 山口河川国道事務所	道路施設等の整備、維持管理、安全確保等に関すること
	山口県萩土木建築事務所	
	萩市土木建築部土木課	
	萩市土木建築部建築課	
関係行政機関	萩市市民生活部市民活動推進課	交通安全に係る指導・啓発に関すること

萩市通学路安全対策推進会議では、小中学校等から寄せられた通学路の危険箇所の情報、所管する交通安全施設の維持・管理等を通じて得た情報等をもとに、通学路の安全点検を実施し、構成機関及び関係機関と連携し、対策に取り組みます。

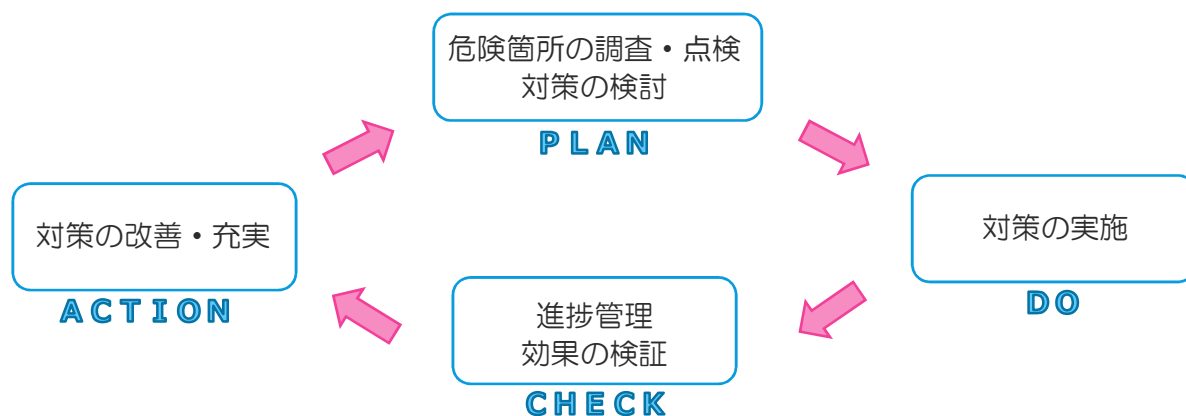
3 通学路の安全確保に向けた取組方針

基本的な考え方

継続的な通学路の安全確保のため、定期的に関係機関による通学路の安全点検を実施します。これにより、対策を要する箇所を抽出するとともに、関係機関において当該情報を共有し、対策の検討・実施につなげ、その後の進捗管理や効果の検証に取り組めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして実施することにより、通学路の更なる安全性の向上を図っていきます。

通学路安全確保のためのPDCAサイクル



通学路点検の年間スケジュール

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
新規通学路の設定			通学路安全対策推進会議								通学路安全対策実施状況の公表
			対策検討								効果検証 対策改善
調査・点検			対策実施								

定期的な安全点検の実施

定期的な通学路の安全点検では、まず、各小中学校が主体となり、当該児童生徒の通学する通学路について、交通安全施設の設置・修繕を要する箇所、通学の見守りを要する箇所等の危険箇所を調査し、危険箇所ごとに作成する調査票により、萩市教育委員会に報告を行います。

萩市教育委員会において集約した危険箇所の情報を、萩市通学路安全対策推進会議の構成機関に情報提供し、各機関は、所管する交通安全施設等を中心に、危険箇所の調査・点検を実施します。

対策の検討

点検・調査の結果、明らかになった対策を要する危険箇所について、萩市通学路安全対策会議において、対策の検討を行います。

各機関の所見をもとに、対策を担当する機関を決定します。現地調査等の結果及び当該危険箇所の地域性や交通状況等に鑑み、歩道、防護柵の整備等のハード面での対策や、交通規制、交通安全教育等のソフト面での対策など、多面的な視点で、効果的かつ効率的な対策を検討します。

対策の実施

担当機関は、対策方針が決定したときは、速やかに対策を実施するものとし、早期に対策の効果を発揮するため、関係機関が連携を図り、円滑な事業の実施に取り組みます。

また、対策の実施に当たり、予算措置や用地取得等の必要があり、当該年度内での対応が困難である場合には、担当機関において、次年度以降の実施に向けた予算措置や関係機関との調整を行います。

なお、対策内容の決定後、やむを得ない事由により、当初予定していた対策の実施が困難となった場合は、代替案として実施可能な対策を講じるものとし、代替案を決したときは、萩市教育委員会を通じ、関係する小中学校へ情報提供を行います。

進捗管理・効果の検証

萩市教育委員会は、担当機関に対し、対策を実施する危険箇所について、年度末に進捗状況を調査し、対策の実施状況を取りまとめます。

また、対策実施後には、実際に期待した効果が上がっているか、また、児童生徒及び保護者が安全になったと感じているか等について確認するため、児童生徒及び保護者への聴き取りなど、対策効果の把握に努めます。

対策の改善・充実

萩市通学路安全対策推進会議では、対策を実施した箇所について、引き続き定期的な点検を行い、対策後の通学の状況や、事故発生状況、効果の検証結果等を踏まえ、追加の対策の検討及び対策内容の改善・充実を図ります。

4 対策一覧の公表

萩市通学路安全対策推進会議は、各小中学校や関係機関の間で、通学路の安全対策等に係る認識を共有するため、当該年度に対策を検討した危険箇所に係る対策一覧を作成し、萩市ホームページにおいて公表します。ただし、防犯上必要がある場合には、この限りではありません。

5 交通安全教育に関する取組

通学路の更なる安全確保のため、ハード面での対策に加え、児童生徒等を対象とした交通安全教育の実施や保護者・地域住民への交通安全に対する関心や意識の向上を図る取組等、ソフト面での対策についても推進します。

また、通学路や日常生活で使用する道路等における危険箇所のうち、道路の構造等により、交通安全施設の設置が困難なものがある場合は、通学路設定の見直し、児童生徒への注意喚起、通学時の見守り等により、安全の確保を図ります。

小学校での交通安全教育

小学校では、萩警察署や地域の見守り隊と連携し、交通安全教室を開催するなど、通学時等における道路の危険や、安全な通学方法を学習する機会を設けています。

児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者又は自転車利用者として、交通事故に遭わないために必要な技能と知識を習得させることにより、道路及び交通の状況に応じて、安全に行動する意識と能力を身につけさせます。

中学校での交通安全教育

中学校では、自転車の利用方法を中心に、萩警察署等と連携し、交通指導教室の開催、危険予測トレーニング（KYT）の実施等により、交通事故に遭わないために必要な知識と技能の習得を図ります。

交通安全教育を通じて、社会の一員として交通ルールを遵守し、責任をもって行動できるよう指導に取り組みます。



萩市通学路安全対策プログラム
～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成26年10月 策定
令和2年7月 改定